

観音寺市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

観音寺市監査委員 佐伯文男

観音寺市監査委員 井下尊義

平成 30 年度

公の施設の指定管理者監査結果報告書

観音寺市監査委員

公の施設の指定管理者（観音寺市民会館）監査の結果について

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

観音寺市民会館（ハイスタッフホール）

第3 監査の期間

平成30年10月23日から同年11月26日まで

第4 監査の方法

平成29年4月1日から平成30年9月30日までの当該公の施設の管理にかかる出納その他の事務の執行が、条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体及び所管部局から関係書類の提出を求めるとともに、施設に赴き関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査対象の概要

- | | |
|--------------|--|
| 1 指定管理者 | 団体名 あなぶき・四国舞台グループ
(代表団体) 穴吹エンタープライズ 株式会社
(構成団体) 株式会社 四国舞台テレビ照明 |
| 2 指定期間 | 平成29年4月1日から同34年3月31日までの5年間 |
| 3 所管部局 | 教育部文化振興課 |
| 4 指定管理料 | 100,000,000円 / 年 |
| 5 指定管理者の選定方法 | 公募 |
| 6 設置 | 人が集い、憩い、交流することにより、地域に根ざした個性豊かな文化の創造と振興をめざすとともに、豊かな心を育む社会の実現に寄与するため。 |
| 7 施設の所在地 | 観音寺市観音寺町甲1186番地2 |
| 8 敷地面積 | 19,306㎡ |
| 9 主要な施設内容 | 大ホール(1,200席) 小ホール(334席)
多目的ホール(フロア面積535㎡)
会議室(1~7) 楽屋(1~9) |
| 10 駐車場 | 379台 (別途 観音寺まちなか交流駐車場 168台) |

1 1 指定管理業務の範囲（協定書第 10 条で定められている業務）

- (1) 会館の施設及び付属設備等（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する事。
- (2) 施設等の維持管理に関する事。
- (3) 施設等の利用に係る料金の徴収に関する事。
- (4) 条例第 3 条に掲げる事業の企画及び実施に関する事。
- (5) 災害時における避難所としての施設に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理運営に関して甲と乙が協議により特に必要と認める業務

第 6 監査の結果

指定管理者及び所管部局の出納その他の事務は、目的に従い適正に執行されており、特に指摘する事項はない。

今後とも法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第 7 意見

1 監査対象団体について

引き続き施設の設置目的に沿って条例や協定書に則り、地域住民の文化の創造と振興をめざすとともに、当該施設を当市の文化芸術の活動拠点として、安定的に管理されるよう望むところである。

2 所管部局について

今後も適切な管理が行われるように、指定管理者と常に連絡、協議を図り、施設の管理運営状況の把握に十分留意されたい。